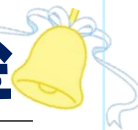


佐野市で新生活はじめませんか？

佐野市結婚新生活支援補助金



新婚夫婦を応援するため、良好な住環境で新生活をスタートできるように新居の住宅費用や引越し費用を補助します。

対象経費

- 新居の住宅費用
(購入費、賃料、敷金など)
- 引越し費用
- リフォーム費用

1世帯あたり

最大 **30** 万円

対象世帯

- 夫婦の年齢 39 歳以下
- 夫婦の所得 500 万円未満

補助します

※夫婦の年齢が 29 歳以下の場合、最大 60 万円

受付期間

- 令和8年4月1日～令和9年3月末まで**

※予算に達し次第、受付を終了します。



佐野ブランドキャラクターさのまる
©佐野市

佐野市は新婚世帯の
新生活を応援します！

市ホームページ

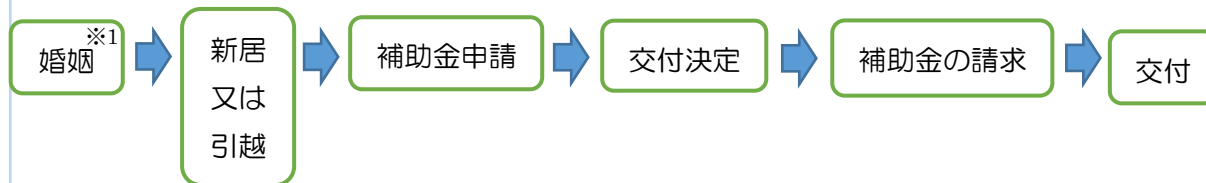


※申請にあたっての詳細は裏面をご覧ください

【お問い合わせ】

佐野市役所 こども福祉部 こども政策課 こども政策係 TEL0283-20-3023

結婚新生活支援補助金 補助までの流れ



補助要件

1	交付申請時において夫婦の双方が本市の住民基本台帳に記録されていること。
2	婚姻届が受理された日 ^{※1} において夫婦のいずれもが39歳以下であること。
3	対象期間の前年の1月1日から12月31日までの夫婦の所得が500万円未満であること。(貸与型奨学金の返済額を除く)
4	本市に3年以上定住することを市に誓約した夫婦であること。
5	他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
6	その者及びその世帯員の税金の滞納がないこと。
7	その者及びその世帯員が暴力団員でないこと
8	過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
9	市の指定する事業を実施すること。

^{※1} 令和8年1月1日～令和9年3月31日まで

提出書類

No	内容	チェック欄
1	結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書	
2	戸籍謄本（婚姻していること・婚姻日が分かる証明書）	
3	新婚世帯の前年の所得額が分かる所得証明書または課税証明書 もしくは非課税証明書	
4	同意書兼誓約書	
5	補助対象の契約書（売買、工事請負、賃貸借など）の写し	
6	補助対象経費 ^{※2} を支払ったことが分かる書類の写し	
7	住宅手当支給証明書	
8	貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合）	
9	申請者及びその世帯員の市税に滞納がないことを証する書類 （非課税の方は不要）	

^{※2} 住居費用：住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料（駐車場代等は対象外です）

引越費用：新婚世帯が新居へ引越しをするために引越業者、運送業者等へ支払う費用

リフォーム費用：住宅の機能の維持・向上のための修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

